

(議案名)

議案第13号「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例」の議決について

(附帯意見の内容)

1. 本調査会の調査は、科学的な知見を有する委員により公平・中立に行われるようにすること。
2. 本調査会の資料、議事録は公開を原則とし、調査会における議論の内容が県民に伝わるようにすること。
3. 本調査会の調査内容にかんがみ、調査が客観的、学術的に行われるよう、調査会の公開手法も含め、その環境を整えること。